

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
るときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則  
職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則  
鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則
- ◇訓 令 鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

## 規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第二十号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を

次のように改正する。

目次中「第二節の二 企画部の所管に属する機関(第三十五条・第三十六條)」を「第二節の二 削除(第三十五条・第三十六條)」に、「第四款の四 身体障害者授産施設(第四十五条の六・第四十五条の七)」を「第四款の四 身体障害者授産施設(第四十五条の六・第四十五条の七)」「第四款の五 精神薄弱者通動寮(第四十五条の八・第四十五条の九)」に、「第十四款の二 母子福祉センター(第七十一条の二・第七十一条の三)」を「第十四款の二 母子福祉センター(第七十一条の二・第七十一条の三)」「第十四款の三 消費生活センター(第七十一条の四・第七十一条の五)」に、「第四款 ダム管理事務所(第一百五十六条の八―第一百五十六条の十)」を「第四款 ダム管理事務所(第一百五十六条の八―第一百五十六条の十一)」「第五款 ダム建設事務所(第一百五十六条の十一―第一百五十六条の十三)」に改める。

第六條第二項の表中

を	
同和对策課	企画調整係・施設係
青少年室	青少年主幹
に、	
用地課	

厚生部						企画部				企画部					
予防課	医務課	衛生課	国民年金課	保険課	同和对策課	土地対策室	統計課	交通対策課	企画課	企画課	交通対策課	統計課	企画課	生活課	青少年室
衛生統計係・保健係・母子衛生係・結核予防係・防疫係	指導係・医事係	保健所係・薬事係・食品衛生係・環境衛生係	庶務係・会計係・指導係・裁定第一係・裁定第二係	庶務係・会計係・監理係・医療係・国保指導係・国保業務係	振興係・施設係		企画調整係・人口生計係・農林教育係・商工係・普及係・統計資料室	企画員	総務室・境外港漁業補償対策室・企画員		企画員	企画調整係・人口生計係・農林教育係・商工係・普及係・統計資料室	企画員	総務室・企画員	境外港漁業補償対策室・企画員

を

に

を

				厚生部									
農政課	農業指導課	農業改良課	農産園芸課	農政企画課	農業指導課	農業振興課	農産園芸課	健康対策課	医務課	衛生課	国民年金課	保険課	生活課
総務室・企画調整係・農業団地係・流通係・構造改善室・振興係	農地係・国有財産係・調整係・移住係・団体検査室・農協指導係・金融係・農業共済係	専門技術員室・菅農係・普及研究係・生活改善係・植物防疫係	野菜係・花き特産係・食糧係・農産係・果樹係	総務室・企画係・調整係・開発係・団体検査室	専門技術員室・農協指導係・金融係・経営係・普及研究係・生活改善係・農業共済係	構造改善室・振興係・農地係・国有財産係・調整係・移住係	食糧係・農産係・植物防疫係・野菜特産係・果樹係	衛生統計係・成人保健係・母子保健係・予防係・精神衛生係・健康増進係	指導係・医事係・看護係	保健所係・薬事係・食品衛生係・環境衛生係・水道係	庶務係・企画係・指導係・裁定第一係・裁定第二係	庶務係・会計係・監理係・医療係・国保指導係・国保業務係	生活主幹

に

を

に

水産課	漁港施設室・漁政係・企画振興係・指導係・流通係・取締船	を	水産
-----	-----------------------------	---	----

課	漁港施設室・漁政係・企画振興係・指導係・普及員室・流通係・取締船	に、	都市計画課	審査
---	----------------------------------	----	-------	----

係・計画係・街路係・施設係	を	都市計画課	審査係・計画係・区施設係・下水道係
---------------	---	-------	-------------------

画整理係・街路係・	に改める。
-----------	-------

第六条第三項中「掲げるもののほか」の下に「、総務部広報文書課広報室に広報係及び公聴係を」を加える。

第九条検査課の項の次に同和对策課の項及び青少年室の項として次のように加え、同条用地課の項を削る。

同和对策課  
同和对策に関すること。

青少年室  
青少年問題に関すること。

第九条の二生活課の項を削り、同条企画課の項に次の二号を加える。  
七 部内各課の予算経理、連絡協調及び庶務に関すること。

八 その他部内他課の主管に属しないこと。  
第九条の二統計課の項の次に土地対策室の項として次のように加え、同条青少年室の項を削る。

土地対策室

一 総合的な土地利用計画の策定に関すること。  
二 土地利用規制対策に関すること。

三 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の施行に関すること。

四 土地開発基金に関すること。  
五 土地開発公社に関すること。

第十条婦人児童課の項の次に生活課の項として次のように加え、同条同和对策課の項を削る。

生活課  
一 消費者保護対策に関すること。

二 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三十四号）の施行に関すること。

三 消費生活センターに関すること。  
第十条予防課の項中「予防課」を「健康対策課」に改め、同項中第十三号を第十四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 健康増進対策に関すること。

第十二条農政企画課の項、農業指導課の項、農業振興課の項及び農産園芸課の項を次のように改める。

農政課  
一 農林行政に係る企画調整に関すること。

二 農業地域整備計画に関すること。  
三 農業団地の育成計画に関すること。

四 農業構造改善に関すること。  
五 農業開発調査に関すること。

六 農畜産物の流通及び関連産業に関すること。

- 七 地方農林振興局に関すること。
- 八 部内各課の予算経理、連絡協調及び庶務に関すること。
- 九 その他部内他課の主管に属しないこと。
- 農業指導課
  - 一 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業協同組合中央会の育成指導に関すること。
  - 二 農業協同組合、森林組合及び水産業協同組合の検査に関すること。
  - 三 農業金融に関すること。
  - 四 農業災害補償に関すること。
  - 五 農業会議及び農業委員会に関すること。
  - 六 農地関係等の調整に関すること。
  - 七 既墾地の自作農創設維持に関すること。
  - 八 農地の交換分合（工事を伴うものを除く。）に関すること。
  - 九 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）に基づく調査に関すること。
  - 十 国有農地の管理に関すること。
  - 十一 開拓資金に関すること。
  - 十二 移民に関すること。
- 農業改良課
  - 一 農業経営改善に関すること。
  - 二 農業改良専門技術に関すること。
  - 三 農業改良普及事業に関すること。
  - 四 農村生活改善に関すること。
  - 五 植物防疫に関すること。

- 六 農業気象に関すること。
- 七 肥料（分析及び鑑定を除く。）及び農業に関すること。
- 八 試験研究機関の技術の総合調整に関すること。
- 九 農業改良普及所、農業経営大学校、農業指導者養成所、営農研修館及び病害虫防除所に関すること。
- 農産園芸課
  - 一 食糧農産物に関すること。
  - 二 食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）の施行に関すること。
  - 三 園芸農産物及び工芸作物に関すること。
  - 四 農業試験場及び果樹試験場に関すること。
  - 五 第十三条砂防課の項第七号を次のように改める。
  - 七 ダム管理事務所及びダム建設事務所に関すること。

第十八条の表中

鳥取県防災会議

災害対策基本法（昭和三十六年法律十四条第二項の規定による地域防災実施の推進、災害が発生した場合に等の連絡調整等の防災に関する事務

第二百二十三号）第  
計画の作成及びその  
おける関係行政機関

を

鳥取県防災会議	災害対策基本法（十四条第二項の規定による地域防災実施の推進、災害が発生した場合に等の連絡調整等の防災に関する事務
鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題取組条例第四十六条育成、保護及び矯係行政機関相互のに関する事務

<p>鳥取県卸売市場審議会</p> <p>鳥取県卸売市場審議会設置条例(昭和四十六年十二月鳥取県条例第四十八号)第一条の規定による鳥取県卸売市場整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項の調査審議に関する事務</p> <p>農政企画課</p>	<p>鳥取県農業振興審議会</p> <p>鳥取県農業振興審議会設置条例(昭和三十六年四月鳥取県条例第十二号)第一条及び第二条の規定による農林水産業の基本施策についての調査審議及び答申に関する事務</p> <p>農政企画課</p>	<p>鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和二十八年十月鳥取県条例第四十六号)第一条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整並びに知事に対する意見具申に関する事務</p> <p>青少年室</p>	<p>鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和二十八年十月鳥取県条例第四十六号)第一条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整並びに知事に対する意見具申に関する事務</p> <p>青少年室</p>	<p>昭和三十六年法律第二百二十三号)第一、二条の規定による地域防災計画の作成及びその発生した場合における関係行政機関防災に関する事務</p> <p>協議会設置条例(昭和二十八年十月鳥取県条例第四十六号)第一条の規定による青少年の指導、正に関する総合的施策の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整並びに知事に対する意見具申</p> <p>青少年室</p> <p>に改め、</p> <p>鳥取県青少年問題協議会</p>
<p>鳥取県卸売市場審議会</p> <p>鳥取県卸売市場審議会設置条例(昭和四十六年十二月鳥取県条例第四十八号)第一条の規定による鳥取県卸売市場整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項の調査審議に関する事務</p> <p>農政企画課</p>	<p>鳥取県農業振興審議会</p> <p>鳥取県農業振興審議会設置条例(昭和三十六年四月鳥取県条例第十二号)第一条及び第二条の規定による農林水産業の基本施策についての調査審議及び答申に関する事務</p> <p>農政企画課</p>	<p>鳥取県開拓審議会</p> <p>開拓者資金融通法(昭和二十二年法律第六号)第六条第二項及び第七条第二項の規定による知事の資金の貸付、一時償還の請求、支払の猶予等の進達に対する意見の答申及び開拓に関する重要事項の調査審議に関する事務</p> <p>農業振興課</p>	<p>鳥取県農業共済保険審議会</p> <p>鳥取県農業共済保険審議会</p> <p>鳥取県改良普及員資格試験の成績の判定に関する事務</p> <p>農業指導課</p>	<p>鳥取県改良普及員資格試験</p> <p>鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号)第十一条の規定による改良普及員資格試験の成績の判定に関する事務</p> <p>農業指導課</p>

を

鳥取県農業共済保険審議会	農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第三百三十一条第一項及び第四百三十三条の二第二項の規定による農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について提起する訴の審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金等の適正化に関する事項その他同法の運用に関する重要事項の調査審議に関する事務	農業指導課
--------------	--	-------

鳥取県開拓審議会	開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）第六条第二項及び第七条第二項の規定による知事の資金の貸付、一時償還の請求、支払の猶予等の進達に対する意見の答申及び開拓に関する重要事項の調査審議に関する事務	
----------	---	--

鳥取県改良普及員資格試験審査委員	鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号）第十一条の規定による改良普及員資格試験の成績の判定に関する事務	農業改良課
------------------	--	-------

に改める。

第四章第二節の二を次のように改める。

第二節の二 削除

第三十五条及び第三十六条 削除

第四章第三節第四款の四の次に次の一款を加える。

第四款の五 精神薄弱者通動寮

(名称及び位置)

第四十五条の八 社会福祉施設設置条例第二条の規定により設置された精神薄弱者通動寮の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
鳥取県立境港通動寮		境港市	

(分掌事務)

第四十五条の九 精神薄弱者通動寮は、十五歳以上の精神薄弱者であつて、就労している者を入所させて、対人関係の調整、余暇の活用等自活に必要な事項の指導を行なう事務を分掌する。

第四章第三節第十四款の二の次に次の一款を加える。

第十四款の三 消費生活センター

(名称及び位置)

第七十一条の四 鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例（昭和四十六年三月鳥取県条例第三号）第二条の規定により設置された消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
鳥取県立消費生活センター		米子市	

(分掌事務)

第七十一条の五 消費生活センターは、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、次の各号に掲げる事務を分掌する。

- 一 消費生活に関する知識の普及及び情報提供の提供に関すること。
- 二 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。
- 三 商品の試験及び検査に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか消費生活の安定及び向上を図るために必要な業務に関すること。

第七十六条中「及び環境公害科」を「水質調査科、水質環境科及び大気騒音科」に改める。

第一百七十七条第一項の表の鳥取県鳥取地方農林振興局の項中

耕地課
-----

管理係・事業係・県営事業係・調査係

を
耕地課
管理係・用地係・事業係 業係・調査係

に改め、同表の鳥取県倉吉地方農林振興局の項中

耕地課
-----

管理係・事業係・調査係・県営事業第一係・県営事業第二係

を
耕地課
管理係・用地係・事業係 業第一係・県営事業第一係・県営 係・県営事業第三係

事業第二係  
に改め、同表の鳥取県米子地方農林振興局の項中

耕地課
-----

管理係・事業係・県営事業第一係  
・県営事業第二係・調査係・中海  
干拓係

を
耕地課
管理係・用地係・事業係 業第一係・県営事業第二 係・中海干拓係

・県営事業  
係・調査  
に改める。

第一百七十七条中「栽培第一科、栽培第二科」を「栽培科、病虫害科、土壤肥

料科」に改める。

第二百二十三条第二項の表中

鳥取県畜産試験場大山分場	西伯郡岸本町 にわたる地区
--------------	------------------

及び日野郡溝口町

鳥取県畜産試験場大山分場	西伯郡岸本町及び日野 わたる地区
鳥取県畜産試験場俵原分場	東伯郡三朝町

郡溝口町に

に改める。

第三百三十五条の七第一項中「種畜場に」の下に「庶務係、業務係及び」  
を加える。

第一百五十六条第一項の表の鳥取県鳥取土木出張所の項中

工務第一課	工務第二課
-------	-------

改良係・補修係
河川係・港湾係・治水ダム係

を

工務第一課	改良係・舗装係・補修係
工務第二課	河川係・港湾係・砂防係・治水ダム係

に改

め、同表の鳥取県郡家土木出張所の項中

工務課	改良係・補修係・砂防係
-----	-------------

河川係

を

工務課	改良係・舗装係・補修係・河川係・砂防係
-----	---------------------

に改め、同表の鳥

取県倉吉土木出張所の項中

工務第二課	改良係・補修係
-------	---------

を

工務第一課

改良係・舗装係・補修係
-------------

に改め、同表の鳥取県米子土木

出張所の項中

工務第一課	改良係・補修係
工務第二課	河港係・砂防係・治水ダム係

を

工務第一課	工務第二課
-------	-------

改良係・舗装係・補修係
河港係・砂防係

に改め、同表の鳥取県根雨土木出張所の項中

工務第一課	改良係・補修係・河川係
-------	-------------

を

工務第二課	改良係・舗装係・河川係
-------	-------------

装係・補修

に改める。

第四章第六節第四款の次に次の一款を加える。

第五款 ダム建設事務所

(設置)

第二百五十六条の十一 ダム建設事務所を次のとおり置く。

名	称	位	置
鳥取県智祥ダム建設事務所		西	伯
		郡	西
		西	伯
		町	

(分掌事務)

第二百五十六条の十二 ダム建設事務所は、ダムの建設に係る次の各号に掲げる事務を分掌する。

- 一 工事の調査設計に関すること。
- 二 工事の施行及び監督に関すること。



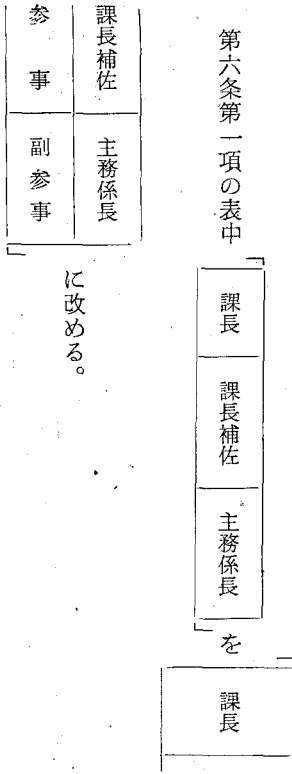
- 三 工事に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に関すること。
  - 四 工事に係る損害の賠償及び補償に関すること。
  - 五 不動産の登記に関すること。
  - 六 庶務に関すること。
- (内部組織)
- 第百五十六条の十三 ダム建設事務所に業務係及び工務係を置く。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。  
(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)
- 2 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表中



職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十一号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則  
職員の職の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第二号中「・介護員」を削り、同表第三号中「水産技師」の下に「水産業改良普及員」を加える。

附 則

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十二号

鳥取県文書管理規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。  
第二条第二項第七号中「及び室長補佐」を「室長補佐及び副参事」に改める。

別表第一予防課の項中「予 防 課」を「健康対策課」に改

め、同表農政企画課の項を削り、同表農業指導課の項中

十七 農業共済組合特別積立金 取りくずしの承認	農業災害 補償法 七	七	七	鳥取県農業 会議の諮問 期間を含む。
十八 農地転用の許可	農地法 三〇	三〇	三〇	鳥取県農業 会議の諮問 期間を含む。
十九 農地又は採草放牧地の賃 借の解約等の許可	〃	〃	〃	〃
二十 小作料の最高額の認可	〃	八	八	鳥取県農業 会議の諮問 期間を含む。
二十一 農地又は採草放牧地の転 用に伴う権利の設定若し くは移動の許可	〃	三〇	三〇	鳥取県農業 会議の諮問 期間を含む。
二十二 小作地又は小作採草放牧 地の所有の承認	〃	一五	一五	現地調査に 相当の日数 を要する。
二十三 土地の一時使用の認定	〃	七	七	鳥取県開拓 審議会の諮 問期間を含 む。
二十四 売渡予約書の交付	〃	四二	四二	鳥取県開拓 審議会の諮 問期間を含 む。
二十五 売渡通知書の交付	〃	三〇	三〇	鳥取県農業 会議の諮問 期間を含む。
二十六 農業委員会等の農地交換 分合計画の認可	土地改良 法	〃	〃	鳥取県農業 会議の諮問 期間を含む。

を

二十七 買収した土地の貸付決定	農地法 一五	一五	〃	現地調査に 相当の日数 を要する。
(国有財産)	行令	〃	〃	〃
二十八 農業委員会の処分が取り 消すべき処分であること等に関 の確認	農業委員 二二 に関する法律	二二	〃	〃
二十九 農業委員会農地主事の資 格の認定	農業委員 一四 等に関する 法律	一四	〃	〃

に改め、同表農業振興課の項及び農産園芸課の項を次のように改める。

農業改 良課	一 肥料の登録	肥料取締 法	一五	一五 広報文書 課	肥料の分析 に相当の日 数を要す る。
	二 肥料の登録の有効期間の 更新	〃	七	〃	〃
	三 肥料の登録証の書換え又 は再交付	〃	〃	〃	〃
農産園 芸課	一 農業倉庫業の認可又はそ の業務規程の変更の認可	農業倉庫 業法	七	七 広報文書 課	〃

訓 令

鳥取県訓令第一号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十一号)の一部を次のように改正する。

「用地課用」「同和対策課同  
企画部 青少年室 青  
生活課生 企画部  
別表第二中 企画課企を 企画課企に、「同和对  
交通対策課交 交通対策課交  
統計課統 統計課統  
青少年室青」 土地対策室土」  
策課同を「生活課生」に、「予防課予」を「健康対策課健」に、  
「農政企画課 農企」「農政課 農政  
農業指導課 農指 を 農業指導課 農導 に改める。  
農業振興課 農興」「農業改良課 農改」  
附 則  
この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

別表の十課長印の項中

第三号

鳥取県  
何室長印

二一ミリメートル  
ル平方

出納室長  
広報文書  
長

課

を

第三号

鳥取県  
室長印

二一ミリメートル  
ル平方

広報文書課  
長

第四号

鳥取県  
出納室長印

二一ミリメートル  
ル平方

出納室長

に改める。

附 則

この訓令は、昭和四十八年四月一日から施行する。